

宮崎県立看護大学学生会館食堂等運営業務委託契約書（案）

公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、宮崎県立看護大学学生会館食堂等運営業務委託（以下「委託業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、食堂及び売店の運営業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、令和5年12月1日から令和8年11月30日とする。ただし、期間満了6ヶ月前までに双方のいずれからも別段の意思表示がない場合は、契約満了日の翌日から1年間の契約更新を行うものとし、その後も同様とする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料」という）は、次のとおりとする。

委託料	金〇〇〇〇〇〇〇〇円（月額金〇〇〇〇〇〇円）
消費税及び地方消費税額	金 〇〇〇〇〇〇円（月額金 〇〇〇〇〇円）
合計	金〇〇〇〇〇〇〇〇円（月額金〇〇〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。（第4条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の実施方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める「宮崎県立看護大学学生会館食堂等運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（施設及び物品の貸付）

第6条 甲は乙に対し、乙が委託業務を行うに当たり、必要とする施設及び物品（以下「施設等」という。）を次のとおり無償で貸付使用させるものとする。

(1) 大学内施設（学生会館）

名称	面積（㎡）	名称	面積（㎡）
食堂	346.60	食品庫	3.93
売店	37.52	更衣室	2.10
ホール	99.62	倉庫	19.49
厨房	130.22	—	—

(2) 物品

別記「物品貸付内訳書」のとおり

(施設等の管理)

第7条 乙は、前条に規定する施設等を委託業務以外の用途に使用してはならない。

2 乙は、前条に規定する施設等を乙の責めによる理由により棄損し、又は亡失した場合は、直ちに甲にその旨を報告し、甲が要求するときは、乙の責任において原状に回復しなければならない。

(乙の責務)

第8条 乙は委託業務を行うにあたり、良質かつ低廉な食事を提供し、食品衛生法並びにその他関係法令等を遵守するとともに、宮崎県立看護大学の品位及び秩序の保持に努めなければならない。

2 乙は、従業員の確保並びにこれらの者の風紀、衛生及び規律の維持に関し一切の責任を負うとともに、甲が不相当と認められる者がある場合には、乙は直ちに適切な措置を講じ、委託業務に支障をきたしてはならない。

3 乙は、食事の提供及び物品の販売等によって生じる一切の責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(実績報告書の提出)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは、翌月20日までに業務の成果に関する報告書(以下「実績報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第13条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書を受領したときは、受領した翌月の末日までに乙に委託料を支払うものとする。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(4) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 甲が第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、年額委託料等の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、速やかに施設等を甲に返還しなければならない。

（損害賠償）

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（費用の負担）

第16条 甲は、委託業務に必要な水道光熱費及び修繕費等、仕様書に定める費用を負担するものとし、乙は、甲が負担する以外の経費を負担する。

2 乙は前項の規定により甲が提供する電気、水道及びガスの使用については、節約に努め、また事故等の発生を防止するよう努めなければならない。

3 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（秘密の保持）

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(協議等)

第19条 甲と乙は、委託業務の円滑な執行を図るため、必要に応じて協議を行うものとする。

2 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、公立大学法人宮崎県立看護大学契約事務取扱規程の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 宮崎市まなび野3丁目5番地1  
公立大学法人宮崎県立看護大学  
理事長 藪田 亨

乙 ○○市○○町○○番地  
○○○  
代表者 職 氏 名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、賃貸借及び保守に係る業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密等の保持)

第2 乙は、賃貸借及び保守等に係る業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、賃貸借及び保守等に係る業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (適正管理)

第4 乙は、賃貸借及び保守等に係る業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第5 乙は、賃貸借及び保守等に係る業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第6 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

#### (資料の返還等)

第7 乙は、賃貸借及び保守等に係る業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従事者への周知)

第8 乙は、賃貸借及び保守等に係る業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する賃貸借及び保守等に係る業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。